

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和7年3月25日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗原 寛

理由

組織改正に伴う見直しのため。

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会処務規則（昭和43年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次の部、分課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 庶務係 施設係</p> <p>学務課 <u>学校教育環境整備係</u> 学務係 学校保健係</p> <p>指導課 指導係 教職員係</p> <p>教育支援課 管理係 就学相談係 教育相談係</p> <p>学校給食課 管理係 東調理場係 西調理場係</p> <p>生涯学習推進センター 管理係 生涯学習係 市民交流大学係 柴崎学習館係 砂川学習館係 西砂学習館係 高松学習館係 錦学習館係 幸学習館係 文化財係</p> <p>2 ……略……</p> <p>(職の設置及び職務)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 前条第1項に規定する課に課長を、生涯学習推進センターにセンター長を置く。課長及びセンター長は、上司の命を受けて課及びセンターの事務を掌理する。</p> <p>3 ……略……</p> <p>4 事務局に<u>統括指導主事</u>及び指導主事を置く。<u>統括指導主事</u>及び指導主事は、教育長の命を受けて学校の教育課程、学習指導その他学校教</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次の部、分課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 庶務係 施設係 <u>管理係</u> <u>建築係</u></p> <p>学務課 <u>管理係</u> 学務係 学校保健係</p> <p>指導課 指導係 教職員係</p> <p>教育支援課 管理係 就学相談係 教育相談係</p> <p>学校給食課 管理係 東調理場係 西調理場係</p> <p>生涯学習推進センター 管理係 生涯学習係 市民交流大学係 柴崎学習館係 砂川学習館係 西砂学習館係 高松学習館係 錦学習館係 幸学習館係 文化財係</p> <p>2 ……略……</p> <p>(職の設置及び職務)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 前条第1項に規定する課に課長を、<u>教育総務課に管理係及び建築係の事務を掌理する学校施設建替担当課長を</u>、生涯学習推進センターにセンター長を置く。課長、<u>担当課長</u>及びセンター長は、上司の命を受けて課及びセンターの事務を掌理する。</p> <p>3 ……略……</p> <p>4 事務局に<u>主任指導主事、統括指導主事</u>及び指導主事を置く。<u>主任指導主事、統括指導主事</u>及び指導主事は、教育長の命を受けて学校の教</p>

育に係る特定事項の指導に関する事務に従事する。

5 ……略……

6 教育支援課に特別支援学級開設準備担当係長を置く。担当係長は、特別支援学級開設に係る特定事項について課長を補佐する。

7 前各項に規定する以外の職員は、上司の命を受けて職務に従事する。

(事務分掌)

第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。

教育部

教育総務課

庶務係 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）の運営及び総合的な教育行政の企画と推進に関すること。

(1) 委員会の会議に関すること。

(2)～(5) ……略……

(6) 情報公開に関すること。

(7) 個人情報保護に関すること。

(8) 秘書及び交際に関すること。

(9) 表彰に関すること。

(10) 重要文書の審査に関すること。

(11) 職員（都費負担教職員を除く。以下「職員」という。）の任免
その他人事に関すること。

(12) 職員の給与に関すること。

(13) 職員の研修及び福利に関すること。

(14) 予算編成及び決算の統括並びに課の予算、決算及び会計に関する

育課程、学習指導その他学校教育に係る特定事項の指導に関する事務に従事する。

5 ……略……

6 前各項に規定する以外の職員は、上司の命を受けて職務に従事する。

(事務分掌)

第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。

教育部

教育総務課

庶務係

(1) 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議に関する
こと。

(2)～(5) ……略……

(5)の2 情報公開に関すること。

(5)の3 個人情報保護に関すること。

(6) 秘書、渉外、儀式及び表彰に関すること。

(7) 重要文書の審査に関すること。

(8) 職員（都費負担教職員を除く。以下「職員」という。）の任免
その他人事に関すること。

(9) 職員の給与に関すること。

(10) 職員の研修及び福利に関すること。

(11) 予算編成及び決算の統括並びに課の予算、決算及び会計に関する

ること。

- (15) 教育の広報及び広聴に関すること。
- (16) 財産管理に関すること。
- (17) 学校施設の利用に関すること。ただし、次号に掲げるものを除く。

(18) 社会体育のための学校施設の利用に関すること。

(19) 教育施設の建設計画の調整に関すること。

(20) 委員会事務の総合調整及び庁中取締りに関すること。

(21) 他の課及び課内他の係に属しないこと。

施設係 学校施設環境の維持管理と充実に関すること。

(1)～(4) ……略……

学務課

学校教育環境整備係 教育ICT環境の整備に関すること。

(1)～(6) ……略……

ること。

(12) 教育の広報及び広聴に関すること。

(13) 財産管理に関すること。

(13)の2 教育施設の建設計画の調整に関すること。

(14) 委員会事務の総合調整及び庁中取締りに関すること。

(14)の2 学校施設の利用に関すること。ただし、次号に掲げるものを除く。

(14)の3 社会体育のための学校施設の利用に関すること。

(15) 他の課及び課内他の係に属しないこと。

施設係

(1)～(4) ……略……

管理係

(1) 学校教育施設の建替えの総括に関すること。

(2) 学校教育施設の建替えに係る企画、調整及び調査に関すること。

(3) 学校教育施設の建替えに係る補助金の申請、財産処分等に関すること。

建築係

(1) 学校教育施設の建替えに係る建築、設備等の企画、調整、調査、設計、施行及び監督に関すること。

(2) 学校教育施設の建替えに係る補助金の申請、財産処分等に関すること。

学務課

管理係

(1)～(6) ……略……

学務係 就学の機会と通学時の安全・安心の確保に関するこ
と。

(1)～(7) ……略……

学校保健係 児童及び生徒並びに教職員の保健衛生の推進に関
すること。

(1)～(4) ……略……

指導課

指導係 学力・体力の向上及び豊かな心を育む教育の推進に関
すること並びに円滑な教育活動の推進に関すること。

(1)～(7) ……略……

(7)の2 課外クラブ及び科学教育センターに関すること。

(8) ……略……

教職員係 教職員の適正配置と環境整備に関すること。

(1)～(4) ……略……

教育支援課

管理係 連続性のある多様な学びの場と支援の充実に関するこ
と。

(1)～(3) ……略……

(4) 特別支援学級等に配置する臨時指導員等の任用及び管理に関す
ること。

(5) 特別支援学級等の設置、廃止、通学区域等に関すること。

(6) 特別支援学級等の学習環境及び支援体制の整備に関すること。

(7) 課内他の係に属しないこと。

就学相談係 相談・連携体制及び学校における指導の充実に関
すること。

学務係

(1)～(7) ……略……

学校保健係

(1)～(4) ……略……

指導課

指導係

(1)～(7) ……略……

(7)の2 課外クラブ及び科学教育センターに関すること。

(7)の3 学校教育サポートセンターに関すること。

(8) ……略……

教職員係

(1)～(4) ……略……

教育支援課

管理係

(1)～(3) ……略……

(4) 特別支援学級に配置する臨時指導員等の任用及び管理に関する
こと。

(5) 特別支援学級の教材及び教具の整備に関すること。

(6) 課内他の係に属しないこと。

就学相談係

- (1) 特別支援教育に係る児童及び生徒の就学、転学等の相談に関すること。
- (2) 特別支援学級に係る児童及び生徒の入退級及び学級編制に関すること。
- (3) 障害のある児童及び生徒の支援等に関すること。
- (4) 特別支援教育の理解及び啓発並びに関係機関との連携に関すること。
- (5) 特別支援教育交付金に関すること。

教育相談係 相談・連携体制及び学校における指導の充実に関すること。

- (1)～(2) ……略……
- (3) 通級指導学級に係る児童及び生徒の入退級及び学級編制に関すること。
- (4) 特別支援教室に係る児童及び生徒の入退室に関すること。
- (5) 特別支援教育の理解及び啓発並びに関係機関との連携に関すること。

- (1) 特別支援学級（固定制）の設置、廃止及び学級編制に関すること。
 - (2) 特別支援学級（固定制）の通学区域に関すること。
 - (3) 特別支援教育に係る児童及び生徒の就学、転学等の相談に関すること。
 - (4) 障害のある児童及び生徒の支援等の検討に関すること。
 - (5) 通常の学級に配置する介助員等に関すること。
 - (6) 医療的ケアを要する児童及び生徒に対応する看護師の配置等に関すること。
 - (7) 特別支援学級（固定制）の宿泊行事等に対応する看護師の配置等に関すること。
 - (8) 副籍事業の地域指定校の手続に関すること。
 - (9) 特別支援教育の理解及び啓発に関すること。
 - (10) 特別支援教育に係る補助に関すること。
- 教育相談係

- (1)～(2) ……略……
- (3) 特別支援学級（通級制）及び特別支援教室の設置、廃止及び学級編制に関すること。
- (4) 特別支援学級（通級制）の通学区域に関すること。
- (5) 特別支援学級（通級制）及び特別支援教室に係る児童及び生徒の入退級等に関すること。
- (6) 特別支援教育の理解啓発に関すること。
- (7) 関係団体との連携会議の運営に関すること。

学校給食課

管理係 学校給食事業の適切な運営に関すること。

- (1)～(8) ……略……
(9) 調理場PFI事業者との連絡及び調整に関すること。

(10) 課内他の係に属しないこと。

東調理場係 安全・安心な給食の提供と食育の充実に関するこ
と。

- (1) ……略……
(2) 学校給食東共同調理場の献立、調理及び配送に関すること。
(3) 学校給食東共同調理場の給食用材料の調達及び管理に関するこ
と。
(4) 小学校及び中学校での食育支援に関すること。
(5) 学校給食東共同調理場の視察、見学会及び試食会に関するこ
と。

西調理場係 安全・安心な給食の提供と食育の充実に関するこ
と。

- (1)～(2) ……略……
(3) 学校給食西共同調理場の献立、調理及び配送に関すること。
(4) 学校給食西共同調理場の給食用材料の調達及び管理に関するこ
と。
(5) 小学校での食育支援に関すること。
(6) 学校給食西共同調理場の視察、見学会及び試食会に関するこ
と。

生涯学習推進センター

(8) 特別支援学級設置校長会に関すること。

学校給食課

管理係

- (1)～(8) ……略……
(9) 調理場PFI事業者との連絡及び調整に関すること。

(10) 調理場の視察及び見学会に関すること。

(11) 課内他の係に属しないこと。

東調理場係

- (1) ……略……
(2) 調理場の献立、調理及び配送に関すること。
(3) 調理場の給食用材料の調達及び管理に関すること。
(4) 小学校及び中学校での食教育支援指導に関すること。
(5) 調理場の試食会に関すること。

西調理場係

- (1)～(2) ……略……
(3) 調理場の献立、調理及び配送に関すること。
(4) 調理場の給食用材料の調達及び管理に関すること。
(5) 小学校及び中学校での食教育支援指導に関すること。
(6) 調理場の試食会に関すること。

生涯学習推進センター

管理係 生涯学習施策の推進に関すること。

(1)～(13) ……略……

生涯学習係 市民の自主的な学習活動支援や生涯学習情報の提供に関すること。

(1)～(9) ……略……

市民交流大学係 連携・協働による学習機会の提供に関すること。

(1)～(3) ……略……

柴崎学習館係 学習の場と機会の提供に関すること。

(1)～(6) ……略……

砂川学習館係 学習の場と機会の提供に関すること。

(1)～(6) ……略……

西砂学習館係 学習の場と機会の提供に関すること。

(1)～(7) ……略……

高松学習館係 学習の場と機会の提供に関すること。

(1)～(7) ……略……

錦学習館係 学習の場と機会の提供に関すること。

(1)～(7) ……略……

幸学習館係 学習の場と機会の提供に関すること。

(1)～(6) ……略……

文化財係 文化財の継承に関すること。

(1)～(7) ……略……

2 図書館の各係の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係 図書館施設・機能の充実にに関すること。

(1)～(7) ……略……

図書館サービス係 図書館サービスの充実にに関すること。

管理係

(1)～(13) ……略……

生涯学習係

(1)～(9) ……略……

市民交流大学係

(1)～(3) ……略……

柴崎学習館係

(1)～(6) ……略……

砂川学習館係

(1)～(6) ……略……

西砂学習館係

(1)～(7) ……略……

高松学習館係

(1)～(7) ……略……

錦学習館係

(1)～(7) ……略……

幸学習館係

(1)～(6) ……略……

文化財係

(1)～(7) ……略……

2 図書館の各係の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

(1)～(7) ……略……

図書館サービス係

(1)～(12) ……略……
児童青少年サービス係 子どもの読書環境の充実に関するこ
と。
(1)～(8) ……略……
調査資料係 情報収集と課題解決支援の充実に関すること。
(1)～(7) ……略……

(1)～(12) ……略……
児童青少年サービス係
(1)～(8) ……略……
調査資料係
(1)～(7) ……略……

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。